

各議院役員等の議会雑費廃止法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。

→ 議会雑費は不要であり、廃止する必要がある。

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止することとする。

現 行

各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。



改 正 法

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止する。

※各議院の役員等…議長、副議長、仮議長、常任委員長、事務総長、特別委員長、参議院の調査会長、憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長（国会法第16条・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第8条の2）